

2024年7月18日

各位

会社名 トナミホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 高田 和夫
(コード 9070 東証プライム市場)
問合せ先 取締役 経営管理グループ担当 佐藤 公昭
(TEL 0766-32-1855)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日付会社法第 370 条に基づく取締役会決議に替わる書面決議において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払 込 期 日	2024年8月13日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 6,300株
(3) 処 分 価 額	1株につき5,980円
(4) 処分価額の総額	37,674,000円 (内訳) ①当社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。)5名(うち5名は②を兼任)に対する、当社における報酬として 3,827,200円 ②当社子会社の取締役(社外取締役を除きます。)13名(うち5名は①を兼任)に対する、当社子会社における報酬として 33,846,800円
株式の割当ての対象者 (5) 及びその人数並びに 割り当てる株式の数	①当社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。)5名(うち5名は②を兼任)に対する、当社における報酬として 640株 ②当社子会社の取締役(社外取締役を除きます。)13名(うち5名は①を兼任)に対する、当社子会社における報酬として 5,660株

2. 本自己株式処分の目的及び理由

当社は、2024年6月26日開催の第104回当社定時株主総会において、当社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。)に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入すること、本制度に基づき譲渡制限付株式の交付のために当社の取締役に対して年額25百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、かかる金銭報酬債権を現物出資させることにより当社の取締役に対して年2,500株以内の譲渡制限付株式を交付すること等につき、ご承認をいただいております。

また、当社子会社であるトナミ運輸株式会社も、2023年6月16日開催の同社第15回定時株主総会において、同社の取締役(社外取締役を除きます。)につき本制度を導入すること、本制度に基づき譲渡制限付株式の交付のために同社の取締役に対して年額100百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、かかる金銭報酬債権に係る債務を当社が併存的に引き受けるとともにかかる金銭報酬債権を現物出資させることにより同社の取締役に対して年10,000株以内の譲渡制限付株式を交付すること等について決議しています。

今般、当社は、本制度の目的、当社の業績、各取締役の職責の範囲その他の諸般の事情を勘案し、当社の取締役に対し、本自己株式処分につき現物出資財産として払い込むことを条件として本制度に基づき金銭報酬債権を支給することを決議しました。また、トナミ運輸株式会社においても、同様に、同社の取締役に対し、本自己株式処分につき現物出資財産として払い込むことを条件として本制度に基づき金銭報酬債権を支給することを決議しました(なお、かかる金銭報酬債権に係る債務については、当社が併存的に引き受けます。)

本自己株式処分は、本制度に基づき、上記2のとおり金銭報酬債権を支給される、当社の取締役およびトナミ運輸株式会社の取締役(以下、個別にまたは総称して「対象者」といいます。)に対して行うものです。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

当社と対象者は、個別に譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結しますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限

対象者は、譲渡制限期間中は、割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」といいます。)について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとする。

(2) 譲渡制限期間

譲渡制限期間は、当社の取締役の報酬として割り当てる当株式については以下の①、トナミ運輸株式会社の取締役の報酬として割り当てる株式については以下の②のとおりとする。

- ①2024年8月13日から、当社の取締役を退任する(監査等委員である取締役を含め当社の取締役ではなくなる(監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役のいずれかの地位を退くと同時に他方の地位に就任する場合を含まない。))日までの期間
- ②2024年8月13日から、トナミ運輸株式会社の取締役を退任する日までの期間

(3)譲渡制限の解除

対象者の前記(2)①または②の退任が任期满了、療養、死亡その他当社またはトナミ運輸株式会社
が正当と認める理由によるものであることを条件として、本割当株式の全部(ただし、下記(4)②により
本割当株式の一部を当社が無償取得する場合にはその無償取得後の残部)について、譲渡制限期間が
満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

(4)本割当株式の無償取得

①当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていな
い本割当株式を当然に無償で取得する。

②また、本割当株式に係る報酬の対象である職務執行期間内に退任した場合にはその残存期間に応じ
た数の本割当株式を当社が無償取得するほか、非違行為があった場合等、本割当契約に定める一定
の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式の全部を無償で取得する。

(5)株式の管理

本割当株式について、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよ
う、当社が定める証券会社に、対象者が専用口座を開設し、管理される。なお、当該証券会社はみずほ
証券株式会社を予定している。

(6)組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が
完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総
会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取
締役会)で承認された場合には、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間
を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制
限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解
除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分の処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、
取締役会決議日の直前営業日の終値5,980円といたしました。なお、監査等委員会(4名にて構成。うち3
名は社外取締役)より、当該処分価格は特に有利な処分価額には該当しない旨の意見表明がなされてい
ることを確認しており、本自己株式処分に係る処分価額は、割当予定先に特に有利なものとはいえず、合
理的と考えております。

以上